

支部ニュース

2013年9月 No.478

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0002 文京区小石川
2-3-28-201 Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623 郵便振替 00130-6-87399

- 2013 サマーセミナー
 - ※ 「自衛隊から国防軍へ 安倍政権を問う」
東京新聞半田滋さんサマーセミナー講演 (一日目)
 - ※ 各地域の憲法運動への取り組みの報告と議論 (二日目)
 - ・憲法運動アンケート結果レポート 斎藤園生
 - ・各地域・事務所の取り組み
 - ※ サマーセミナーに参加しての感想
 - ・自由法曹団東京支部 サマーセミナーに参加して 片桐公男
 - ・夏期セミナーに参加して 野澤裕昭
 - ・憲法運動討論会に参加して 三浦佑哉
- CV22 オスプレイの横田配備阻止のために
「10.12 横田基地もいらない！市民交流集会」に参加しましょう 盛岡暉道
- 若手弁護士へのメッセージ
 - ※ 「若手弁護士へのメッセージ」 平山知子
 - ※ 斎藤弁護士の手紙を読んで 和泉貴士
- 紙媒体運動の取り組み 野口景子
- 第25回東京支部ソフトボール大会 10月11日(金)に開催！
- 日誌

2013 サマーセミナー

「自衛隊から国防軍へ 安倍政権を問う」

東京新聞半田滋さんサマーセミナー講演 (一日目)

1 最近の自衛隊の活動を画像で説明

(以下、画像・説明は一部抜粋)

・P3C から海賊を撮影したものの画像

海賊対策のため、ソマリアに自衛隊の P3C が常時 2 機派遣されている。海賊のボートには梯子があり、梯子をかけて船に乗り込み、身代金の交渉をする。梯子の高さより高い大型船は海賊の獲物にならない。だから、大型の日本のタンカーや自動車運搬船は狙われない。

海上自衛隊には 48 隻の護衛艦があるが、修理や訓練があり、3 分の 1 しか実任務に就けない。

出動できるのはざっと 16 隻で、このうち 2 隻を常時、海賊対処に派遣している。残り、10 隻で日本周辺の警戒・監視をすることになるが、その多くが尖閣諸島付近に行っている。



・海上自衛隊の特別警備隊の立ち入り部隊の画像

・パキスタンのフリゲート艦の画像

イギリスの古いフリゲート艦を譲り受けたもの。海水を浄化して真水にする装置がないので海上自衛隊の補給艦からもらっていた。日本政府にとって、イスラム教国とアメリカとの間に挟まるに意味がある。自民党はこれを再開しようとしたが、洋上補給のニーズそのものがもはやない。

・アメリカのイージス艦と日本の補給艦の画像

日本政府の考え方とは、洋上補給のような並走する場面で米艦艇が攻撃を受けた場合、日本の艦艇が自らを守るために応戦する結果、米艦艇も守ることができるという理由で可能というもの。日本の洋上補給が高い評価を受けたのは米国や英国の補給艦から燃料をもらえば有償だが、日本はタダだったから。

・陸上自衛隊のイラクの画像

5500 名が 2 年間にわたり派遣。施設の復旧、水の浄化など。特別措置法による派遣は武器に関する規定がないので武器を自由に持ち込んだ。隊員はヘルメットや迷彩服など 5 箇所に日の丸をつけて目立たせて、米軍との違いをアピールした。

・宿营地の入口の画像。

・佐藤正久業務支援隊長（現防衛政務官）と部族長の画像

軍隊が来て何をするのだと何度も質問されるので、佐藤氏が人助けに来たと説明する。佐藤

氏の業務支援隊は 100 名で、作業をする 500 名の仕事をみつける制服の外交団だった。

- 施設の復旧の画像

イラク特別措置法の復興支援はイラク戦争で壊された施設を修復するはずだったが、壊された建物がなかったのでインフラの整備などをおこなった。人が少なくて安全な場所に派遣された。普通の日常生活ができた。

- 自衛隊の宿營地の画像 1 辺が 1 キロあり、きっちり正方形につくる。日本人らしい。

- クウェイトにいた C130 の画像



陸自の交替要員輸送を使った。陸自撤収後は米軍を運ぶようになった。イラクの空に溶け込むように青色にしてあり、ただで空輸していたので米兵から「ブルーバード」(幸運の鳥)と呼ばれた。

- 陸上自衛隊の行進の画像

地方によっては無事に帰ったということで戦勝パレードのような行進したところもあった。

- ミサイル SM3 の画像

イージス護衛艦をミサイル防衛に使えるよう改修した後、ハワイに行って試射をする。そうしないと米軍が許可を出さない。1回 100 億円近くかかる。

- 防衛省の庭内に配備された PAC 3 の画像

北朝鮮がミサイルを発射するたびに配備される。PAC 3 の発射機は日本に 32 基ある。そのうち、東京を守るために 6 基を置いた。したがってほとんどの国民及び原発は PAC 3 の傘の外にある。北朝鮮は使用済み燃料棒を保管する 55 基の原発のいずれかにミサイルを落とせばよいので核爆弾はいらない。

- 静岡県御殿場の自衛隊国際活動協力隊の訓練の画像

- 自衛隊の本来任務の画像。ハイテク化してすべて電子化している。

東北方面隊の災害訓練の画像。東北方面隊は東北地方を担当している。電力会社は東北電力が対象範囲。東京電力が持つ福島第一原発は対象外で、訓練から外れた。

- 防衛省のサンダーバードのポスターの画像

東日本大震災と、国際平和協力業務を防衛省がアピール。

2 自衛隊とは何か

駐留米軍が朝鮮戦争に派遣されている間に、ソ連が日本に攻めてきて共産化するのを防止するため、アメリカに軍備を要求された。そこで警察予備隊を作り後に自衛隊となった。したがって、自衛隊は抑止力として存在していればよいということ。抑止力として強そうに見えればよかつた。

3 冷戦の終結と米国から求められた自衛隊の変化

1989 年にベルリンの壁が崩壊し、91 年にはソ連が消滅。冷戦の果実を得たのはヨーロッパであり、ヨーロッパには本当に平和がきた。しかし中国、北朝鮮と向き合う日本はなかなか考えを変えられなかつた。何をすればよいのかわからない状態。1991 年の湾岸戦争でアメリカからペルシャ湾にばらまかれた機雷を除去するため掃海艇の派遣要請があつた。日本政府は、集団的自衛

権の行使は憲法で禁止されているとして拒否した。当時、派遣根拠は自衛隊法しかなかった。万が一攻撃されたときは派遣された部隊に判断を任せるしかない。張子のトラが変わっていく第1歩であった。

カンボジアで国連平和維持活動(PKO)に踏み出した。日本はPKOのための法律を制定して自衛隊を派遣。それでも海外で武力行使をしないことを常に意識していた。武装解除していないポルポト派から一番遠いところへ派遣し、道路や橋を直したりした。これまで部隊派遣したのは6つとなり、PKOが定着してきたといえる。

93年、北朝鮮が核開発にむけてNPT脱退を表明。このときアメリカは北朝鮮を攻撃しようとして、日本に後方支援を求めた。日本はゼロ回答をした。アメリカはクリントン政権だったが拒否した日本に対して非常に冷たくなった。そのため日米の官僚が日米関係を修復するために、周辺事態法を策定して自衛隊、官民挙げてアメリカへ協力するための日米ガイドラインを策定した。それでも憲法の規定を守るため、相手国の領土での活動は禁止し、公海やその上空、及び日本の領域に活動地域を限定した。さらに武器・弾薬の提供はできない。発進準備中の攻撃機への燃料供給もできないという縛りをつけた。

1990年代までは自衛隊の海外派遣、対米支援が独立していた。それが9.11同時多発テロ以降、両者が結びつく。アフガン攻撃を日本が対米支援したテロ対策特別措置法は、相手国の領土で自衛隊が活動できるようにした。公海上では、自衛隊から洋上補給を受けた空母から発進された攻撃機がアフガニスタンを攻撃したり、補給を受けた駆逐艦や巡洋艦が巡航ミサイルを発射した。アメリカとイギリスによるアフガン攻撃が一段落したあと、テロリストの移動を防ぐ海上阻止活動のための多国籍軍の艦艇に洋上補給するようになり、民主党政権が誕生するまでだらだらと続いた。

イラクでの活動について。アメリカのイラク攻撃にいち早く小泉純一郎政権が賛同し、支援を要請されてイラク派遣となった。

ソマリアでの海賊対策のための自衛隊派遣について。本来は海上保安庁の仕事であるが、「海上保安庁に能力がないから」という理由で自衛隊が出動している。しかし海上保安庁に能力がないということはない。巡視船と護衛艦の違いは、護衛艦は魚雷が当たっても沈まない点であるが、海賊船には魚雷がない。他国は海軍が対応しているが、そもそもイギリス等他国には海上保安庁がない。

4 海外派遣のツケ

イラク空輸のためクウェートに派遣されていた航空自衛官が米軍のバスにはねられて大けがをした。当時の部隊は帰国を認めなかった。他方、同年、テコンドーの訓練でアキレス腱を切った自衛官は帰国を許されているから、特別扱いされたことになる。当時、7月には陸上自衛隊が撤収し、空輸の対象が武装米兵に切替わる狭間に事故は起きた。この人を帰国させなかつたのは、米兵空輸という事実を隠す目的ではないかと推測できる。被害者の自衛官は、口の片側から味噌汁をかけたごはんを流し込むという状態だった。隊員1人の命よりもアメリカ支援が大切なのか。同自衛官は身体障害者4級に認定されている。

昨年8月までイラク派兵された陸上自衛官は19人、航空自衛官は6人が自殺した。これは一般隊員のそれぞれ10倍、5倍の自殺率である。その原因を自衛隊に質問しても、プライバシー

に関わるといって開示しない。当方から PTSD かと聞くと、「わかりません」と回答された。これらのことから、帰国した隊員から聴き取りなどの事後的なケアをしていないこともわかって驚いた。

90年代の海外派遣と対米支援が一体となっていた。2001年のテロ特措法では自己の管理下にある者を守ることが出来ると武器使用基準が緩和された。また武器を守るための武器使用ができるようになった。他国の軍隊なみにゆるんだといえる。

自衛隊は海外派遣を続けたことで、学習している。イラク業務支援隊長 佐藤正久 1佐(現防衛政務官)は外務省に対し、ODA を使わせてほしいと主張した。そして、サマワの宿営地に5名の外務省職員を置いて ODA のうちの草の根無償資金協力を活用した。地元の新聞に掛け合って、自衛隊はいい人だという紹介をした。富士山に登らせてお土産を持たせるなどの宣伝作戦を行った。これでは旧軍隊と同じ宣撫作戦である。

海外派遣も洗練されており、海外派遣のための司令部の中央即応連隊が先遣部隊として地ならしをする。そして NGO と連携する。米軍再編による日米一体化も進み、米軍と最初から海外で活動できるようになってきている。

5 安倍改憲への道筋

安倍氏のやろうとしていることはこれまでの自衛隊海外派遣の流れに沿うものではなく違和感を覚えている。安倍氏は憲法改正に向けて用意周到に準備を進めている。第一次安倍政権は教育基本法の改定、国民投票法の制定などを進めた。

反面教師としての民主党政権の影響があった。三年三ヶ月の民主党政権で実戦的な防衛計画の大綱がつくられ、武器輸出三原則が緩和されたが、リベラルだった民主党が保守政党に変わる様をみて、自民党は「日本らしい保守政党を目指す」と党綱領を変えた。より右寄りの政策をとることになったといえる。野党だった当時、国際平和協力法案を国会提出した。これは海外の自衛隊が武力行使できることを想定しており、憲法では許されない自衛隊の活動が入っている。衆院解散で廃案になったものの、自民党は「国家安全基本法」案の中に含め、再度、成立を図っている。民主党政権が自民党を呼び覚ました。しかも今の自民党を象徴するタカ派の安倍氏が総裁、総理大臣に選ばれた。

6 安倍氏のおかしな憲法認識

・2月15日自民党憲法改正推進本部での発言

1977年ダッカ・ハイジャック事件で、服役囚釈放は憲法のせいだと主張。しかし、それは当時、SAT がなかったことや政治判断が原因であり、憲法のせいではない。

こんな憲法でなければ横田めぐみさんを守れたかもしれないと言っている。しかし、軍隊のある韓国には500名の拉致被害者がいる。政治の決断がなかったから解決しなかったのが原因である。

・4月17日読売新聞のインタビュー

各国の憲法の中で日本はもっとも手続きが厳しいと主張。しかし、諸外国の憲法改正手続も厳しいものである。

- ・4月23日参院予算委員会

侵略の定義定めてないと主張。しかし、1974年国連決議3314で、侵略の定義は決議されている。

- ・靖国参拝を中国や韓国から抗議されると、どんな脅しにも屈しないと主張し、8月15日には玉ぐし料を奉納した。しかし、アメリカに責められると、弱気になってしまった。

日米首脳会談などで安倍首相はオバマ大統領と共同会見をさせてもらえなかった。これに対しオバマ氏は韓国や中国に対しては、しっかり対談に時間を割いたり、共同記者会見を開いたりしている。安倍首相はオバマ大統領から嫌われていることに気付き、集団的自衛権の主張をすこし後ろに下げるに至った。

2月に立ち上げた安保法制懇を復活させて、9月に報告書に基づいて閣議決定すると思われる。来年の通常国会において、内閣の見方を示すため。早ければ来年の通常国会に出る。その中で国民投票法を議論をし、3年くらいかけて憲法改正の準備を進めていく。

集団的自衛権の必要性について、たとえば、実際のところ、日米の艦艇は併走しない。潜水艦の音を拾うために数キロ離れて航行する。したがって、集団的自衛の対象の艦艇が攻撃を受けたときにその艦艇を守るのは不可能。

また、弾道ミサイルは迎撃できない。北朝鮮から発射され、アメリカへ飛ぶ弾道ミサイルは北海道の西側を通り、日本を狙った場合は日本海上空を飛ぶ。飛行ルートがまるで異なるため、アメリカに飛んでいくミサイルを海上自衛隊イージス艦では迎撃できない。アメリカに北朝鮮から弾道ミサイルが飛んで行くときは日本も戦争に巻き込まれていると考えるべきであり、日本は自国を守るためにイージス艦を日本海におくべきことになる。そうすると、アメリカを守るためのルートにイージス艦を配備することになれば、自国を守ることを放棄することを決断した場合以外にあり得ない。

いま、安倍氏とその取り巻きが安倍氏の主張にとにかく集団的自衛権行使を解禁するという考え方で動いており、法治国家ではなく人治国家になろうとしている。今までの自衛隊海外派遣の延長線上ではなくて、安倍氏がやりたいからやる、というのが現状。

世界に良い影響を与えていたのは日本が1位とされている。しかし、このまま突き進むと国際孤立するのではないか。尖閣諸島の問題について米国は「日中両国で話しあって解決してほしい」と何度もいっている。アメリカは、領土問題について関わらないという立場を明確に伝えてきている。行使解禁と引き換えに日中の争いに巻き込まれるのはまっぴらというのがアメリカの考え方だ。

各地域の憲法運動への取り組みの報告と議論（二日目）

憲法運動アンケート結果レポート

事務局長 斎藤 園生

1はじめに

今回各事務所に憲法運動のアンケートをしてみたが、回収率があまりよくない。7月下旬までで14事務所。アンケートを出していない事務所でも取り組みをやっていると思うので、東京支部に集約していただけるとありがたい。

- 2 学習会回数：最高で41回（時期にばらつきはあるが）。回数にかなりばらつきがある。
- 3 学習会以外の活動 地域の諸活動に取り組んでいる事務所が多い。地域の憲法の集い（三多摩）、横須賀基地見学（日野市民）など 諸団体と一緒に取り組んでいるところがある。

4 学習会での工夫

- ① 資料は多種多様 若手の会のリーフをはじめ、いろいろなところの資料が活用されている。
- ② 9条にしほらない 興味関心にあわせて憲法全体を広く説明する 自民党草案と現憲法の比較、条文ごとの趣旨を学習（旬報、まちさが、あかしあ等）など、内容も工夫されている。
- ③ 地域の運動にできるだけ関与していく 地域の憲法実行委員会に弁護士を派遣（八王子合同など）

5 悩ましい点

今までおつきあいのなかった人、特に若い人たちにどう広げるかが共通の悩み。日野市民、旬報、渋谷共同などほとんどの事務所が挙げている。ワクを踏み出し切れていない感じがする。
講師側の力量の問題。市民の側から出てくる質問に答えきれていないとの指摘。参加者からの指摘を受けることも。若手・中堅に熟練の経験が反映しない。

- 6 地域との連携 ほとんどの事務所で地域と連携しているが、中には地域の運動体が休眠状態のところもある。

7 憲法運動を広げるために考えていること

関係団体への呼びかけ

各地域・事務所の取り組み

I みややっこ先生の指名が極めて多い。すべての週末を憲法に使っている状況。女性はもともと差別されてきたが、いまだに続いている、権利は獲得していかなければならないと言い続けている。自民党があれだけ勝っちゃったからもうだめなんじゃないの、という人たちを励ましていく必要がある。参加がそれぞれ憲法学習会に来た人と地元で憲法カフェを行い、語り口に不安を持つともう一度学習会に来て勉強して帰っていくという仲間ができつつある。

他力本願じゃだめ、国民が声を上げていく、現状を見て暗くなるのではなく、実績（女性手帳を撤回させたなど）を上げつつ励ますことが大事。

O 学生相手に学習会を3回行った。人数は少ないが、質問はアカデミックで充実していた。知識的な欲求はあるが、普段のアルバイトや授業を犠牲にするほどのものではない。学生の運動体としての力が弱まっていて、人を連れてくるのが難しい。民主団体と関係のない団体、右寄りの人相手に学習会を行った。地元の演劇団体を通じて、無党派の市議の紹介だったが、その参加者も、この前文は恥ずかしいとの意見。集団的自衛権を認めたほうがいい、自衛隊を憲法に記載したほうがいいとの意見の人たちだったが、権力に歯止めがないという点に不安を持っていた。



T 弁護士9条の会、憲法会議などに積極的に関わるようになった。これまで講演会を中心だったが、改憲の動きを受けて宣伝活動をするようになった。事務所として憲法PTを作り、事務所全体として取り組むようになった。各団体に憲法学習会の要請を行う。出前講座行いますチラシを作り、講演会などで配布すると、それを見て連絡が来る。若手弁護士の会のリーフレット、紙芝居の評判が良い。各団体の要求が何かをとらえて、そこに時間を割く。区役所であれば国公法裁判を絡めて話すなど。それによってその後の議論も活発になる。自分が担当している事件に引き付けて話すと具体的になって良い。

S 学習会回数はかつてない数にのぼっている。この数字は、待っていてお声がかかっているわけではない。学習会お誘いの手紙を出したあとに電話をかけたことが効果的。「学習会」だと重いので、各団体の集まりに顔を出して訴えをさせてもらうと、そこから発展していく。連鎖的に学習会が組織されている。講師を務める個人まかせではなく、事務所として資料を用意してバックアップしている。ベテランから若手まで、事務所のほとんどの弁護士が講師を担当している。学習会の呼びかけをすることには営業的な意味もある。地域に出て行って、南部事務所ここにありという存在感を示す。地元の団体で相談会をやるようになった。学習会開催回数は、事務所の主体的な取り組み如何ではないか。

N 常設の憲法委員会があり、学習会のために憲法紙芝居を作った。自民党草案を説明するもの。ツールを作ったら、こちらから打って出ることが必要。少し若手任せの傾向がある。

I あらためて新宿区内での運動を作っていくとしている。東京共同、あかしあ、TOKYO大樹などと連携。11月3日、新宿東口アルタ前でイベントを予定している。「しゃべる踊る歌うHappyBirthday憲法」学習会に来ない人たちが圧倒的多数なので、そういう人たちに少しでもひっかかりを作りたい。みなさんの事務所でも出し物を出してほしい。

M 代々木総合でも、憲法問題プロジェクトチームを作った。学習会依頼を頻繁にしたときには

講師依頼が来て、さぼると来ないというわかりやすい結果になっている。講師を担当するメンバーが固定されているのが悩み。自分が講師として何をやったかの享有がまだできていない。弁護士が知識の披露ばかりになってしまふことも。団体の集まりで、短い時間でももらって話をして、「こんな時間じや語り切れない」という印象になると、あらためて学習会の依頼が来る。せめて立憲主義くらい覚えてほしいということであれば、それを繰り返し言うなどの工夫。

S 支部の中でもぜひレジュメを交換するなど情報交換をおこない、講師の質を上げる工夫が必要だと思う。

Y 憲法のつどい、憲法三多摩ネットワーク、教育、消費税などそれぞれの担当者が取り組んでいる。1年目から必ず企画チームに入ってもらうことによって、若手も取り組みに参加する、日常的に議論する土台ができている。憲法三多摩ネットワークは、三多摩地域の9条の会をほとんど網羅している。日常的な取り組みとタイアップして学習会を行っている。



所内で必ずまとまった学習会を行う。自民党改憲案や96条問題など、講師養成講座ミニ版のような形で、所員の共通認識にする。学習会講師を務めた後は、一定の書式を使って報告するようしたり、レジュメを共有したり、経験交流会を行っている。24条、天皇、道州制など、みんなどこまでわかっているのか、という点について学習。

y 学習会の回数を集約しているが、講師が限られているという問題はある。事務所としてどのようにやっていくのかという議論がなされていない。普通の人たちにどう話していくか、裁判員裁判での工夫を参考に、工夫していかないといけない。

i 事務所として学習会を初めて企画した。条文ごとに担当者を決めて発表。憲法前文を秋田弁で読み上げるなど。参加者60～70人。年齢層は高く、護憲にシンパシーを持っている人が多かった印象。中身がどこまで浸透したかは課題。1年か2年に1回、事務所企画としてやろうと言っている。

H 講師が一部に限られている。明日の自由を守る若手弁護士の会（以下「あすわか」）のケースを紹介する。

若い人にどう伝えるかが問題。若い人を集め（20代を50人以上）という条件で講師に行ったら、参加者は200名くらいきたが、若い人は数人しかこなかった。週刊金曜日読書会の学習会に講師として呼ばれている。

場所を工夫する。これまで公民館などの集会形式が多かった。こうした集会にくるのは改憲反対で凝り固まっている人。若い人を集めるために、ライブハウスやカフェでやったりした。赤ちゃんづれのお母さんたちを集めたいから、畳の部屋のあるカフェへの持ち込み企画をした。

街宣はまだそんなに取り組めていない。インターネットでの発進に力を入れている。HP、フェイ

スブック、ツイッターをほぼ毎日更新している。全員が担当日を決めている。3000～4000のアクセスがある。紙芝居を動画にしてユーチューブで配信している。

反原発の関係で3.11後にできたネットワークの人たちの間には広がってきている。はだしのゲン問題などの時事ネタを憲法問題に絡めて興味をもって戴くようにしている。

問題提起1 事務所全体として取り組むことが難しいという問題について

S 最初からそうした問題意識があつて工夫をしたわけではなく、結果としてそうなった。若手が積極的であることがよかったです。事務所会議で報告してもらっている。経営問題の視点。自分達の関連している労働組合などの団体とのパイプをもっと強くしよう、自分が担当している団体労働組合に電話をかけて、憲法学習会を担当弁がやる。紙芝居やリーフの評判がよく分かりやすかった。それを事務所全体で再活用していった。

O 事務所はもともと憲法問題プロジェクトチームがあり、事務所全体として取り組んでいこうという認識があった。もともと学習会の要請を様々な団体からいただき、比較的若手が多く担当している。内容によっては、中堅、ベテランどころにも担当してもらっている。会議の議題で、誰に担当してもらうか決め、会議に間に合わないときはメリスで決めていた。自分で少ないな、と思うと自ら手をあげてやっている。ただ、若手ばかりが担当するようになると、ベテランにもやってほしいと思う。そうしたときにはベテランも担当してもらっている。事務所全員が進んで担当するようにしている。配布資料などは事務所の共有フォルダに入れており、みんなが参照できるようになっている。この資料がよかったですとか、中身の質問などもいつでもベテランに質問できるような体制になっている。経営問題としては意識的に位置付けているわけではないと思う。

M メリスで誰がどこに行ったとか、どこから依頼が来ているといった情報は共有できているが、所員の反応が薄いので、今後、活用できるようにしたい。

I 講演依頼をもっと増やさなければならぬ。ある弁護士が圧倒的に多いが、他の弁は少ない。都庁にチラシを配布したりしているがまだ広がっていない。11月3日の企画を広げる中で、もっと地域に広げていきたい。

問題提議2 選挙が終えて、ひと段落かもしれないが、これからのことはどうするか。

S 顧問団体に声を掛けねば、依頼はくる。担当者が電話をかけて声をかけるのを徹底した。やりませんか、と言われてやりません、という団体はないが、意義はわかるが、重い、検討する、などの回答が多い。そういうときは、当方から、説明に行く。それを拒否するところはない。そこで、情勢と絡めて説明するとつながっていく。こうしたきめ細かく動くことが良いのではないか。

I 事務所の取り組みというよりも、みややっこに來るので、終わった後に感想をもらう。新婦人の方は送ってくれる。弁ではなく、落語の形で女の生きざまを語るので、率直な感想を書いてくれる。事務局に任せずに、自分で全てやっている。期成会のメリスにも載せたところ、同期から、業務が忙しくて憲法問題に手が回ってないというコメントがきた。大学の教員をしている高校の同級生にも送ったところ、手紙が届いた。弁護士に登録したころの初心が試されていると思っている。他の弁護士の講師の評判も聞く。ほとんど寝ていたなどと聞くと何とかせねばと思う。わがことのように、憲法問題を語ってほしい。自分はこの年なので、若手へのつなぎの役目。高齢者と若い人を分断しないで励ますような活動をしたい。

H うまくいっている例ではないが、常日頃考えていること、革新懇などではなくて、憲法とつながっていない団体にアプローチしたい。学校、地域の趣味の会、宗教団体など。地方の公立学校のPTAの会長から依頼がきた。自民党批判に特化した話をしないでほしいと言われた。一般的な事実を踏まえて話しをすることになった。しかし、最終的には憲法の話題に触れないほうがいいということでキャンセルになった。公立学校のPTAというところで難しかったのかも知れないが、私立学校にはいっていけないかと思っている。自分の母校にアプローチできないかと考えている。働きかける必要がある。

問題提議3 どうやって運動を広げていくか。各事務所の工夫はどうか。

K（東京憲法会議） 2つの観点から学習会を組織していく場合の必要性がある。ひとつは、どのようにして労働者のなかで議論できるような学習会ができるか。安保の時代は、上司とどうやって議論できるかといった議論をした。憲法を変えるといったときに、労働者がストライキでたたかうような動きになれば、簡単に憲法を変えるようにはならない。こうした団体の中に押し込んで、電話をして要請をして学習会をもってもらうが必要。

もうひとつは、自分は軍艦工場で働いていたが、戦争の船ではなくて、平和のための船を作ろうという活動をしていた。賃金差別をうけながら。こうした活動を、自分の課長が見ていて、個人的にはわかつてくれた。その後、課長夫婦と横浜で食事をした。そこで、課長は自分の妻も新婦人の会員なんだと言った。課長も妻の影響を受けて、自分の主張を個人的にはわかつてくれたのではないかと思っている。家族など親しい人から影響を受ける。だから家族を視野に入れて、今日聞いたことを家族に話してもらえませんかなどと訴えて周囲に広げて行ってもらいたい。自分はこどもでもわかる資料があると、孫にも渡したり、家庭で話をしたりしている。来た人たちをきっかけに広めていくという工夫（印刷物も含めて）が大切なんだと思う。

N 旧護憲派ががんばってきた60数年間のなかで、自衛隊が人を殺していない。半田さんの話にもあったように、小泉がどんなにがんばっても自衛隊はサンダーバードという形で国際貢献してきた。こうしてみると、護憲派の主張の範囲内にとどまっている。国際的なボランティア組織は自衛隊が武力を行使するようになると距離をおくだろう。そうしたときに日本は世界からどう見られるのか。こうした視点で広げる。

いま、ブラック企業が問題になっている。若い労働者が犠牲になっている。旬報は労働問題の学習会には結構行っている。そうした学習会のときに資料に混ぜるなどして学習会の面的な広がり、若手層の広がりにつながるのではないか。尖閣問題で攻められたらどうするかという質問に回答できないといけない。防衛問題について、日本の安全をどう守るのかという問題を、アウェイの人々と、アウェイの場所で議論する必要がある。そういうことを一般の人々は求めている。いまの9条のもとで、どう対処すればいいのかということを回答できるようにする。若い人、企業の第1線で働いている人にはグローバル経済の中ではアメリカと協力しなければならない、それは仕方のないことと考えている人はたくさんいるから。改憲派の多数派を次の選挙までの3年かけてとりくんでいくのが必要ではないか。

I 孫が、尖閣とられるから軍隊もたなきやと言ったところ、母親が、あなたを軍隊にとられるくらいなら、尖閣なんていらないわよと言ったという感想をいただいた。かつて9条をつくったときも、戦争はしないという決断をしたはず。原発も同じで、いらないからゼロと訴えればいい。戦争はしないと決めたからしないのだと訴える。

K 今の時代は労働組合は労働条件だけでせいいっぱいになって、憲法で手が回らないところがおおいのではないか。

学習会の際に、行動提起を訴えるのが必要。来た人を必ず活動家にしていくという気持ちで臨む。

S 9条の会東京連絡会は、今年前半、対話交流と学習を柱に据えた。学習会に来なかつた人たちがたくさんいる。こうした人たちをどうするか。対話と交流。一つは署名運動で9条改憲反対。請願署名にはしない。住所を書くかどうかは自由。しかし、話をしないと署名をしてくれない。団体内での署名はよくあるが、町内会やとなりの人に署名を求めることはほとんどない。地域の人にいかに署名を広げていくか。もうひとつはポスター。9条の会は5種類のポスターをつくった。9条の会に結集できているひとだけでは足りないので、それ以外の人にも広げようとしている。今日は各事務所の活動状況がよくわかった。こういう交流は地域ではされていない。草の根の9条の会活動のアンケート回答をみてほしい。各地域の活動を共有する。9条の会はリタイア組がほとんどだから、若者との交流がない。自分達は、孫子に伝えていくことで、そうした姿を若者に見てもらうことで、広げようとしている。



Y 9条世界会議を10月14日、大阪で開催する。これに行って、東京の運動に還元してほしい。関西の運動ではなくて、日本全体の運動と位置付けてほしい。個人的には安倍さんに憲法改正させないためには、来年か再来年あたり、大きな集会を開くことが必要だと思っている。東京周辺で結集して力を見せて行かないと、9条2項で国防軍はが規定されてしまう可能性があるのではないか。だから、東京周辺で来年あたり大きな集会ができるのか。その第1発目として、関西で9条世界会議がある。是非、各団体から1人は派遣して、それを東京に還元してほしい。

M アウェイでの議論が大切だと思う。領土問題というのはナショナリズムを引き起こしやすいし、政治家はそれをうまく利用する。しかし、ナショナリズムを暴走始めたときには、政治がそれをコントロールできなくなる。尖閣諸島を盗られないためにそこに陸上自衛隊を派遣するなどというのはバカげている。第2次世界大戦中、日本軍は離島に島を配置したがアメリカ軍に攻められたときに応援部隊が駆け付けられない。日本がガダルカナル島で敗北したのは、日本は島をとっても食糧をなくして負けてしまった。

そういう紛争が起ったときに何を基礎にして解決するか。話し合いによる解決が必要。軍事には軍事という発想になるが、戦争が発生したときこそ、平和的解決を試みるのが大切。島を占領されたときこそ、平和的解決が大切。そうした姿勢が日本の勢力にも外国の勢力にも求められる。ナショナリズムをあおって自分の主張を通そうという無責任な政権はやめてもらわなければならない。

(前川 行動提起)

昨日の半田さんのお話の中に、安倍政権にとっては今がピーク、このピークのときにできるだけのことをやっておこうという考えなのではないかという指摘があった。安保法制懇に集団的自衛権についての政府解釈見直しの報告書を出させ、閣議決定をし、国家安全保障基本法案を国会に提出するといった動きが予想される。この秋、スピード感が求められる。この集団的自衛権をめぐる解釈改憲・立法改憲に対する反対運動を急速に盛り上げるのが私たちの課題だと思う。

今回の議論を各事務所の事務所会議で十分議論していただき、学習会や9の日宣伝などの街頭宣伝その他の取り組みを広げましょう、事務所全体でレジュメや資料を共有したり、経験を交流することや、文書を送ったうえで電話をかけて訴える機会を作っていくこと、今までつながりのない若い人たちへの取り組みなど、各事務所・団員の工夫を活かしていきましょう。また、署名や国会要請、街頭宣伝など、学習会に参加した人たちが行動に踏み出せるような提起をしていくようにしましょう。各事務所・団員のレジュメや資料、取り組みの経験は支部ニュースや支部のマーリングリストなどを活用して共有しましょう。

大阪で開かれる9条世界会議への参加も重要なので各事務所で検討してください。

昨年の宇都宮選挙から都議選、参院選に至る流れの中で、前進面もあった。そうした成果に自信をもって、この秋、旺盛に取り組んでいきましょう。

サマーセミナーに参加しての感想

自由法曹団東京支部 サマーセミナーに参加して

東京憲法会議事務局長 片桐公男

8月23、24日に開催されたサマーセミナーに初めて参加しました。初日は、講師の半田滋さんのアデン湾における海賊対策、イラク、ジプチ、南スーダン等々の自衛隊の活動がパワーポイントを使った写真と共に話もリアルで、新聞記者としての観察眼によって自衛隊が現地で果たしている役割が鮮明になりました。

私がかつて働いていた会社は、海上自衛隊の護衛艦、航空自衛隊の戦闘機のエンジンなどを製造していたので、アデン湾の海賊対策で派遣されている護衛艦などは艦名を聞くだけで当時の仕事を思い出していました。

今年7月でしたか、自衛隊がアメリカで共同演習をした際に、海上自衛隊のヘリ空母に米軍のオスプレイが着艦したことを半田さんは「本当にビックリした」と話されましたが、まさに「集団的自衛権行使が先取りされているような自衛隊の装備と共同演習がされているんだなあ」との実感を受けました。

夜の懇親会では、「団通信」で読んでいた「八法亭みややっこ」さん、着物姿がよく似合う実物にお会いでき寄席も楽しむことができました。このような特技を生かしてより広範な市民の中に憲法を普及できることは頼もしい限りだと心強く思いました。

2日目は、各事務所の憲法学習会への取組みと講師派遣について交流がされました。支部事務局長からはアンケートの回答率が悪いこと、事務所によって学習会の回数にバラツキがあることが最初に報告されました。それを受けた形で、各事務所の報告がつづきましたが、私の感想として、うまくいっている事務所の共通点として、①事務所全体で取組みを議論している。②講師派遣のお知らせをしただけでなく、電話などでフォローしている。③レジュメなどデータの共有化がされている。④報告書を作成して、経験交流会を開催している、等々が挙げられるのではないかと感じました。

学習会に呼ばれて行っても若者の参加が少ないなどの悩みも出されました。若者の中に、労働者のなかに憲法問題をどう広げていくのか、このような課題が鮮明になったサマーセミナーでもあったと思いました。

日常業務をこなしながら講師依頼に応じていくことは、負担も大きいことと考えますが、問題点が浮き彫りになりましたから、その解決に向けて動き出すことが必要と思いました。法律の専門家としてより広く、力強く、大きく団東京支部が東京の憲法闘争の牽引車として自他ともに認められる存在となることに誇りを持って、団員の先生方に頑張っていただきたいと思いながら東京に帰ってきました。

夏期セミナーに参加して

旬報法律事務所 野澤 裕昭

久しぶりに箱根湯本行きロマンスカーに乗り団支部のサマーセミナーに参加した。テーマは半田滋東京新聞論説兼編集委員の講演とこの間の各事務所での憲法学習会の総括と方針論議の二つ。半田さんの講演には正直感動した。講演のテーマは「自衛隊から「国防軍」安倍改憲を問う」だった。しかし、私が感動したのは講演の冒頭に見せられた自衛隊PKO部隊のいくつものスライドだった。かつて国際貢献の名の下に海外派兵を目論んだ政府自民党に対し団は総力を挙げて阻止闘争を行った。結果としてPKO協力法は阻止できなかったが、参加5原則により武力行使に縛りがかけられた。この時、国際貢献論が盛んに政府やマスコミのよって宣伝され、これに対し団は非軍事による平和的貢献論で対抗した。当時、非軍事的貢献の例として国際災害救助活動をテーマにしたテレビドラマ、サンダーバードを引き合いに出した。ところが、半田氏のスライドには、自衛隊が自らをサンダーバードにたとえて国民に海外援助の実績を宣伝しているポスターが映し出されていた。カンボジアに始まりこの約20年間海外派遣された自衛隊は結局ただの一人も殺傷するもされることもなく、現地の復興支援に傾注し、自らをサンダーバードと呼ぶに至った。法案は阻止できなかったが、武力行使を阻止し、海外派兵を国際援助に変えさせた。当時を思い出し、我々が闘ったことは無駄ではなかったこと、憲法9条の存在の大きさを改めて感じて感動したのだ。

翌日は各事務所の憲法学習会の報告討議が行われたが、その数の多さ、多様さに驚いた。14事務所で230回を超える学習会、街頭宣伝を行っている。八法亭みややっこ師匠の落語もその一つ。懇親会で師匠の独演会を聞けたのも良かった。団の課題は、明らかに違憲法案阻止から明文改憲阻止に力点が移った。それだけ切迫感があるし一層の覚悟が必要だと感じさせられた。

最後に、私事ではありますが、病気療養から復帰し団支部の会合に出て新旧の団員の皆さんにご挨拶出来たのは大きな喜びでした。奇しくも、私は安部晋三氏と同じ歳に生まれ、何の因果か同じく病から復帰するという過程を辿ることになりました。彼の病からの復権という出来事は私に勇気を与えてくれました。しかも彼は、彼のライフワークである改憲を吹聴し人の神経を大いに逆撫でして私に奮起を促してくれました。安倍ちゃんアリガトウ。御礼はあなたの政権を崩壊させることでお返ししたいと思います。そんな気持ちにさせられて帰途についたセミナーとなりました。執行部をはじめ参加された皆さんお疲れ様でした。そして半田さんありがとうございました。

憲法運動討論会に参加して

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

サマーセミナー2日目に、憲法に関する各事務所の取り組み、成果、課題等について討論が行われました。憲法問題に対する各団員の取り組みは、この支部ニュースでもしばしば投稿されており、参考・刺激にされている団員も多いことかと思いますが、今回のように、憲法学習会について集中的に討論されたことはあまりなかったのではないしょうか。

各事務所からの報告に、どの事務所も、地域の繋がり、諸団体との繋がりを生かしながら、積極的に講師を引き受けていこうという意欲が高く、良い意味で切磋琢磨できているように感じました。

もっとも、多くの事務所に共通する課題として、①事務所全体で取り組めていない、②憲法を知らない人や若い人にどうすれば興味・関心を持ってもらえるか、が挙げられていました。

課題①の例としては、一部の所員に講師が集中してしまうことがその典型です。この点については、「事務所内の会議で頻繁に学習会の報告をする」、「使用したレジュメを共有する」、「所員同士の学習会を開く」などの方法により、事務所全体で情報を共有することで、解決しているという事務所がありました。どの事務所も少なからずこのような報告は行っているとのことでしたが、これを徹底できている事務所ほど、所員の実力・モチベーション向上に繋がり、結果的に多くの学習会開催が実現できているようでした。

課題②については、私自身もいつも悩んでいるところで、「9条」がいかに大切かをストレートに訴えても、ピンとくる若い人は少ないように思います。討議には多くの若手団員が参加していましたので、「公民館などありきたりな場所ではなく、カフェやクラブハウスで開催してみる」、「紙芝居を利用して視覚的に訴える」、「その人たちが関心を持っていそうな時事問題と憲法とを絡めて話す」、「インターネットを活用する」などの意見が挙がりました。このような様々な工夫が重要であると同時に、若い人を巻き込んで運動を広めていくためには、我々若手団員の力が不可欠だということを実感しました。

参議院選挙後も、予断を許さない状況が続いているが、96条先行改憲等に対する反対世論の盛り上がりに安倍内閣は動搖しています。そして、この盛り上がりに少なからず各事務所のこれまでの取り組みが寄与していることは間違いないでしょう。

今回の討論を生かし、秋以降も各事務所でさらに奮闘されることを期待したいと思います。



「戦争を知らない子ども達」の替え歌で (懇親会で披露された歌)

♪戦争大好き アベンシンゾー

(「戦争を知らない子ども達」の替え歌)

BY みややっこ

- 1 戦争に敗れて 私は生まれた
リベンジできずに 私は育った
首相になって 叫び始める
中国韓国 なめるんじゃない
私の名前を覚えて欲しい
リベンジしたい アベンシンゾー

- 2 敗戦国だと 軍隊持てない
被爆国では 原爆持てない
平和憲法 邪魔立てするから
慰安婦ぐらいで バッシングされる
私の名前を覚えて欲しい
憲法変えたい アベンシンゾー

- 3 勝ち組が好きで 弱者は切り捨て
切り捨てられる 弱さを恨め
「国」が勝つには 犠牲が必要
死んだら 靖国に 祀ってあげるよ
私の名前を覚えて欲しい
靖国大好き アベンシンゾー



CV22オスプレイの横田配備阻止のために 「10.12 横田基地もいらない！市民交流集会」に参加しましょう

拝島法律事務所 盛岡 噴道

春のシンポ「基地のある街から」の成功

今年の「横田基地もいらない！市民交流集会」実行委員会は、春に各地の運動交流のためのシンポジウムを行い、秋に大集会を開くという二段構えの取り組みをおこなうことにして、5月26日にシンポジウム「基地のある街から」（会場北多摩西教育会館）を開きました（参加者約50名）

パネリストは麻布ヘリ基地撤去実行委員会の川崎悟さん（麻布ヘリ基地が軍事スパイ活動の拠点であり、ヘリ飛行の被害に対して地元の自治会も運動に参加しきっている）、非核市民宣言運動・ヨコスカの新倉裕史さん（港全体が基地化されており、市民の闘いがねばり強く続けられている）、伊達判決を生かす会の土屋源太郎さん（現在最高裁に、米国公文書館で発見された当時の田中最高裁長官と米大使間での犯罪的な密約文書の開示を請求中である）、横田基地から私（昭島・美堀町九条の会がどのようにして基地問題を取り上げるようになったか）を報告し、会場からも練馬平和委員会の坂本さん（自衛隊駐屯基地での銃砲刀剣類法違反など）、第2次新横田基地訴訟団昭島支部の奥村さんほか多数の発言があり、パネリストとフロアの参加者とが一体となって学びあう内容の濃いシンポになりました。この形式の集会は来年からも続けることになります。



周辺自治体への要請行動と信頼関係の深まり

「市民交流集会」実行委員会は、3年ほど前から横田基地内で行われている民間パイロット相手の「関東空中衝突防止会議」での配布資料から明らかになった米軍機の飛行コースの問題やMC22オスプレイの飛来問題および米太平洋空軍司令官のCV22オスプレイの横田配備の発言について、この4月と8月との2度にわたり、周辺自治体に対して要請行動に取り組み、各市町との接触・情報を交換しました。

なお、CV22オスプレイの横田配備については、いち早く周辺自治体から国に対して反対の要請が行われたが、実行委員会はさらに強い内容の要請とする追加の交渉を行ったのである。これらの取り組みを通じて、住民側と自治体側との信頼関係が、強まり深まりつつある。昨年までと比べて、飛躍的な成果といって過言ではありません。

「10.12 横田基地もいらない！市民交流集会」を成功させましょう

今年は10月12日に「横田基地もいらない！市民交流集会」（福生市民会館大ホール）を開きますが、別紙のチラシを印刷した時点では、CV22オスプレイの横田配備は問題になっていたなか

ったため、これには触れていない集会の案内になっていますが、CV22 オスプレイ問題は、この集会の主要なテーマであり、実行委員会からは CV22 配備に関する資料を配り、基調報告でも、CV22 配備反対のための行動提起を行います。

皆さん、こぞって、10月 12 日に福生市民会館大ホールに集まられるよう呼びかけます。

CV22 オスプレイの横田配備阻止の運動について

しかし、本当に、CV22 オスプレイの横田配備を阻止するためには、横田基地もいらない！市民交流集会の実行委員会が中心になるような反対運動の規模では、到底、成功しないでしょう。

だから、そのためには、これとは、まったく別の、はるかに幅の広い、より多くの市民、市民組織、さらに自治会や自治体も加わる運動に発展させる展望をもった運動にしていく必要があるでしょう。

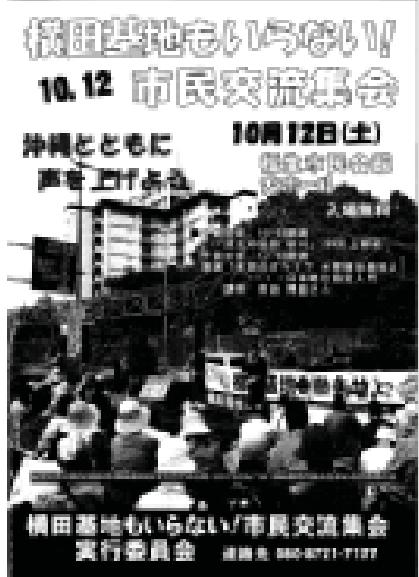
そのためには、米軍が発表しているスケジュールにとらわれず、じっくりと腰を落ち着けた取り組みにいかねばならないのではないかと、実行委員会では話しあっています。

団東京支部でも検討して下さい。

【付記】冊子「航空機空中衝突防止のために」の検討会

3 年ほど前から、横田基地が、民間パイロットなどを基地内に集めて、「関東空中衝突防止会議」を開いており、その配布冊子「航空機空中衝突防止のために」入手したので、横田基地問題を考える会、「横田・基地被害をなくす会」、と「第 9 次横田基地公害訴訟団」、第 2 次新横田基地公害訴訟団の 4 者で、7 月 30 日と 8 月 29 日に、この冊子の内容についての合同の検討会を開きました。

航空管制に関する専門用語など理解できない部分が多いので、次回は民間パイロットを呼んでレクチャーして貰うことにしましたが、上記 4 者の連帯を深める機会にもなっています。



「若手弁護士へのメッセージ」

あかしあ法律法律事務所 平山 知子

私は、1966年4月に26歳で松本善明法律事務所(現代々木総合)に入所した18期生です。

私は、今でこそ、家庭事件をたくさんやっていますが、当時からそうだったわけではありません。入所した4月は春闘の時期。当時春闘では必ず刑事弾圧がありましたので、弁護士になった初日の仕事が、逮捕された国鉄労働者との接見。警察への抗議行動、勾留理由開示公判など、まず刑事弁護人としての基本を学ぶ日々です。

次は労働事件。ちょうど日産とプリンスが合併したときでした。それまで全金プリンス労働組合がきちんと組織された労組として頑張っていたので、日産と合併を機に徹底的に労働組合の解体をはかる暴力的な攻撃が始まりました。連日のように現場に駆けつけ、暴力を受けている労働者の救出、会社への抗議、そして聞き取り・打ち合わせ、裁判所への仮処分の申請と、めまぐるしい活動でした。

殆ど同時並行的に発生した、中国の文化大革命の毛沢東一派の「紅衛兵」による、日中友好協会本部襲撃事件についても、連日現場へ駆けつける救援活動、証拠保全活動、そして相次ぐ仮処分申請・・・。

1968年初頭からは東大闘争が始まり、民主化闘争弁護団として、東大闘争の現場の渦中に夜昼なく常駐する・・というような活動。しかも弁護士になると同時に結婚していましたので、まあ家庭生活も営みながら(といえるかどうか、はなはだ疑問)でした。

こうした激しく動く弁護団活動の合間に一般市民事件・家事事件なども、先輩弁護士のやり方を見よう見まねで学んでいったのです。先輩弁護士から教えて頂いたことは、「徹底的な現場主義」「自覺的な労働者から学べ」ということでした。

私の弁護士活動が一変するのは、子どもが生まれてから。しかも次々と3人の子どもの母親になってしまったのですから、これまでの弁護士活動とのギャップに悩み苦しむ日々でもありました。しかし私は、子どもを産み育てたことで仕事のスタイルを変え、依頼者の気持ちへ共感することを学び、職種の違う働く女性たちと仲良くなり、苦楽をともにする喜びを知り、それからの弁護士活動への大きな糧となりました。それが、やがて家庭事件を多く扱うことにつながったと思っています。

ところで、私が参加した弁護団活動はどれ一つもマスコミに載るようなものはありませんでした。東大闘争もマスコミに載るのは華々しい「全共闘」の方だけ。

刑事事件もそうです。警察段階で自白調書を取られてしまっていたケースで、公判廷でこれをひっくり返し、完全無罪判決を勝ち取ったものも含めて、検察が控訴できず1審で無罪が確定した事件も3件経験しました。でも、マスコミに載るような大きな事件でもなく、市井の市民が誰でも陥れられそうな事案でした。

団の弁護士は、国家権力や大企業とは一歩も引かず闘いぬくという気概は必要です。でも、私は、家庭事件を多く手がけるようになり、夫婦や親子という特別な人間関係の中では、弁護士が、

その人たちにとって「より良い解決」を目指すために、その人たちと手を携えて一緒に全力を挙げて努力することが、大切な役割であると思うようになりました。根本的な解決の多くは、社会の矛盾や政治のあり方と無関係ではないということも、その人たちと、ともに気づき考えて行くことが大切です。そうですね、私は「町弁」に徹してきたと思います。

私自身が作ってきた歩みは、ほんとうに小さなものです、振り返ってみると、一貫して憲法を守り活かすことが原点でした。前文、9条はもちろんですが、家庭事件では、13条、24条、25条は、まさによりどころです。現在の安倍政権の壊憲策動は絶対に許せません。私に残された時間は少ないことを自覚しつつも、まだ現役で、事務所内ではありますが、若手の皆さんと一緒に仕事ができる幸せを感じながら、もう少し頑張りたいと思っています。

斎藤弁護士の手紙を読んで

八王子合同法律事務所 和泉貴士

斎藤先生はわが事務所の創立メンバーの一人であり、事務所内で最長老の弁護士です。私も労働弁護士のはじかれとして地域で活動しているときに、もう少し地域の労働運動の歴史について学ばなければと思うことがあります。しかし、そう思いながらも忙しさにかまけてなかなか機会を作れずになりました。今回、斎藤先生の手紙を読んで、歴史の一端に触れることができました。そのことを嬉しく思います。

私が入所したのは2009年、丁度日比谷公園で派遣村が開設され、真冬の公園のテントで非正規労働者や生活保護受給者の法律相談を担当したのが、私の弁護士としての初めての仕事でした。斎藤先生の弁護士一年目と比較すると、私の頃とは違って、刑事事件の多さが印象的です。特に組合運動家の不当逮捕事件などが多く、労働事件と刑事事件がきわめて隣接する領域であったことが窺われます。私の中では刑事事件と労働事件は全く別領域というイメージなのですが、当時は非常に近い領域だったのですね。そのような歴史をふまえて現在の国民救援会の活動などを考えるとその存在意義の重要性が改めて見えてくるように思います。

三多摩地域と都内との格差についても、現在と違って相当の格差があったように思われます。不当労働行為が当たり前のようにまかり通る状態の中で、多数の裁判や学習会を抱えて奮闘する姿が目に浮かび、大変だっただろうなあと思うとともに、非常にやりがいのある時代だったのでないかとも思い、若干羨ましくも思います。斎藤先生の手紙を読んでいると、妙な例えですが、三国志や戦国武将の国盗物語を読んでいるかのような躍动感・高揚感を覚えます。私がこれから生きる時代の労働事件において、かつてのようなダイナミックな活動スタイルをどのようにすれば生み出せるか、これは日々の仕事とは別に私たちが考え続けなければならないことのように思います。

斎藤先生の手紙には、「大型事件で早期解決を勝ち取るためには、毎回審理の進め方や尋問準備などが欠かせないが、弁護団の努力だけでは限界がある、集団の知恵と力を結集することが必要である。」との記載がありますが、この部分が一番印象に残りました。集団の知恵と力が結集できなければ、裁判所もこちらの実力を軽視し、そもそも勝負にならないように思います。近時

の労働事件においては裁判所の不当な判断が目立ちますが、それは労働組合や支援組織と弁護士、当事者との連携を強めることによってのみ覆すことができるものだと思っています。そのためには、地域における労働組合や支援組織と弁護士が日常的に連携を強め、弁護士自身も労働運動を盛り上げるため日々努力を惜しまない、そういう意識で日々業務を行う必要があると考えています。

なお、「家族には多大な迷惑をかけた」とありますが、斎藤先生のご家庭はいつも円満だったと聞いており、この点も参考にしなければなりません。子育てをしながら日常の激務に耐え、家庭も円満というのはなかなか大変な努力を要することではないかと思います。

手紙を読んで思ったことをまとまりのないままに書き連ねましたが、やはり、地域の労働運動を活性化させ、より力強い運動を可能にするためには、私たち若い弁護士が地域の労働運動の歴史を知る必要があるということを強く感じました。12月には新人弁護士も1名入所します。折角の機会ですので三多摩地域の労働運動と事務所の歴史を学ぶ機会を設けることができたらと思っております。今後ともよろしくお願ひいたします。

給費制運動の取り組み

あかしあ法律事務所 野口 景子

法曹養成制度全般について議論を進めてきた法曹養成制度検討会議は、2013年6月、残された課題については新たな検討体制の下で2年以内を目処に結論を出すという取りまとめを行い、上部機関に当たる関係閣僚会議はこれを踏襲しました。今後、法曹養成制度に関する問題は、この新たな検討体制に委ねられることになります。

給費制との関係では、検討会議はパブリックコメントを実施しておきながら、約2400通にも及んだ「給費制を維持すべし」との意見を無視し、「貸与制を前提」とする取りまとめを行いました（パブリックコメント全体としては3119通、このうち2421通が給費制・貸与制に関する意見でした）。結論ありきの検討会議の姿勢に、市民の声を無視するなど批判が寄せられています。同時に、「新たな検討体制」なるものについても、検討会議の方向性を引き継ぐものに過ぎず、むしろ検討会議以上に公開性に欠ける、当事者や市民の声が届かない機関ではないかと懸念されています。

こうした政治的情勢の傍らで、修習生や法曹志願者の窮状は深刻化しています。

大学入学直後から予備試験対策に勤しみ、予備試験に合格しなければ司法試験を諦めるという大学生、低下を続ける合格率と就職率を前に「奨学金を抱えて、後戻りはできないが」と悩むロースクール生、食費を切り詰めて体調を崩す修習生や、借金1000万円を抱えて就職が決まらない貸与制第一世代の新65期生も珍しくありません。

まさに、金が物をいう制度。どれほど志があっても法曹への道を断念せざるをえない志願者や、その人たちが出会うはずだった将来の事件当事者がいることを思うと、問題の深刻さを感じずにはいられません。

そうした状況だからこそ、当事者団体であるビギナーズ・ネット（給費制復活を目指す大学生、ロースクール生・修了生、司法修習生、若手法律家のネットワーク）は、結成から3年、地道な議員要請や集会の開催、署名活動等に力を注ぎ続けてきました。同団体の十八番ともいべき議員会館前でのあいさつ運動では、強固な給費制復活反対派の議員が足を止め当事者の声に耳を傾け、次第に給費制復活に一定の理解を示す論調へと変わるという光景も見られます。

また、2013年8月2日には、新65期211名が原告となって給費制廃止の違憲を主張し、国家賠償請求等を求める訴訟も提起されました。経済的負担を理由に仲間が次々と法曹の道を諦める光景を目の当たりにし、自分自身も落ち着いた修習さえ受けられなかつた世代として、司法修習生個々人の権利救済はもちろんのこと、司法を支える人材をいかにして確保し、育てるか、制度のあり方を問いただしています。提訴そのものに批判的な声も寄せられる中、若手からベテランまで訴訟団の参加者を増やしながら、給費制運動の一翼となるべく今後に備えています。

金の問題だが、金だけの問題ではないのが給費制問題です。金だけが欲しければ法曹なんて諦めればいい、給費制問題なんて取り組まずに訴状の起案をがんばる方が賢い。しかし、受験生が勉強時間を削りあいさつ運動に行き、修習生がこっそりパブリックコメントに参加し、新65期の弁護士がボス弁に内緒で給費制訴訟の原告になり、今や給費制なんて何の利益にもならないベテラン弁護士が議員要請に回っています。こうした活動を継続することで、市民や議員の給費制に対する理解は少しずつ広まってきたのです。いずれ新しい攻めの一手を打たなければならぬ難しい問題ではありますが、活動の基盤は現場の声に耳を傾けながらの地道な活動なのだと感じています。

給費制復活に向けて、皆さまの一層のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

第25回東京支部ソフトボール大会 10月11日（金）に開催！

支部スポーツ大会営本部

また、恒例のソフトボール大会の季節がやってまいりました。本年も沢山のチームのご参加を賜りたく、宜しくお願ひ致します。さて、チームエントリーは9月3日よりおこなう予定です。去年の優勝チームは東京合同ファイターズです。

集団事務所でない団員弁護士（修習生・ロースクール生も考慮します。）・事務局員の参加希望者もご相談ください。混成チーム結成を検討します。今年ももちろん、審判団も募集します。是非応募して下さい。というか、円滑な運営のために是非審判に名乗りを上げていただきたい。

もちろん、懇親会もやります。会場は中央海浜公園内のレストランで行う予定です。たくさんのチーム、応援団のご参加をお待ちしています。

★開催日時 10月11日（金）午前9時半～午後4時（予定）

★会場 大井ふ頭中央海浜公園 スポーツの森 野球場

なお 雨天の場合、11月1日（金）（午前9時半より～午後4時頃）におこないます。

参加申込み ファックスでお願いします。締め切りは9月20日（金）FAX 03-3814-2623

7月5日～8月2日

8月 8日 団事務局会議

23日 秘密保全法共同行動会議／23・24日支部サマーセミナー（ホテルおかだ屋）

27日 団市民問題委員会／団事務局会議

28日 団構造改革委員会

9月 3日 団治安問題委員会

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴（2つの制度共通）

■保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**

■ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**

※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。

■**国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です！**

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、
月々の所得を1年間、または2年間補償します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、
手厚く補償します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償します。

<保険料表（月払）>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、
団体割引25%、
職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円
(保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間 1年	対象期間 2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420



- 病気やケガによって就業障害となった場合、
最長70歳まで長期に補償します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償します。**
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる
保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表（月払）>

団体割引25%、保険料単位：円（保険金額
10万円あたり）

対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年				
満年齢	支払対象外期間 372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3

橋本ビル3F

TEL : 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL : 03 (3231) 4111